

医療福祉費支給制度における対象児童拡大のお知らせ

社会福祉課 子育て支援室（玉造庁舎） ☎0299（55）0111

4月1日から医療福祉費（マル福）の助成対象児童の範囲を拡大し、あわせて0歳から中学3年生までの所得制限を撤廃します。

市では現在、小学4年生から小学6年生までの助成を独自に行っていますが、このたび少子化対策・福祉の充実を図るため、4月1日より、この独自の助成の対象範囲を中学3年生まで拡大し、さらに0歳から中学3年生までの所得制限を撤廃することとなりました。

【対象児童】

3月31日まで（小学6年生まで対象） ▼ 4月1日から（中学3年生まで対象）

【新たに申請が必要な児童】

現在、マル福受給者証をお持ちでない児童

※手続きにつきましては、個別連絡をいたします。

なお、小学4年生～中学3年生で障害者マル福受給者証をお持ちの方、ひとり親マル福受給者証をお持ちの方につきましては、引き続き現在の受給者証を使用できますので、申請の必要はありません。

【助成の内容】

● 外来の場合は、一つの医療機関で1日600円（600円未満の場合はその額を月2回まで）

● 入院の場合は、一つの医療機関で1日300円、月3、000円までを自己負担していただき、それを超える分をマル福で負担します。薬局での自己負担はなく、全額をマル福で負担します。

※入院時の食事代は、助成対象となりません。

※学校等での負傷については、学校等で加入する「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が優先となります。



行方市家庭相談員

を募集します

社会福祉課 子育て支援室（玉造庁舎） ☎0299（55）0111

平成26年4月1日採用予定の家庭相談員を次のように募集します。

【勤務内容】

家庭における児童養育及び児童福祉の向上を図るため、家庭児童福祉に関する相談・指導・助言を行う。

【勤務先】

社会福祉課 子育て支援室（玉造庁舎）

【雇用期間】

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（期間終了後更新あり）

【募集人員】

1名

【応募資格】

行方市もしくは隣接市在住で概ね年齢が65歳以下の方

【報酬】

月額100,800円

【勤務時間】

午前8時30分から午後5時15分

【勤務日】

週3日（雇用期間に応じ年次有給休暇あり）

【必要な資格】

次のいずれかに該当する者

① 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修

めて卒業した者

② 医師

③ 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者

④ 前各号に準ずる者であつて、家庭相談員として必要な学歴を有する者

【応募方法】

市販の履歴書に必要な事項を記入し、社会福祉課子育て支援室（玉造庁舎）へ持参

【応募期限】

平成26年3月17日（月）午後5時必着

【選考方法】

書類選考後、面接を実施します（面接日は後日連絡）。

※採否については、本人あて通知します。

※提出された履歴書は返却しませんのでご了承ください。

※雇用条件等は行方市嘱託職員等任用管理規則によります。



高齢者福祉事業について紹介します



行方市では、高齢者の方が介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援しています。

サービスの利用については、介護福祉課にお問い合わせください。

事業名	事業概要
軽度生活援助事業	介護保険制度の要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者のみの世帯またはひとり暮らし高齢者で日常生活の援助が必要な人を対象にホームヘルパーを派遣し、住居の清掃・生活必需品の買物等の家事援助を行います。
高齢者紙おむつ助成事業	介護保険制度の要支援認定者で紙おむつの介護用品を必要とする在宅の65歳以上の方を対象に行方市指定の薬局・薬店で利用できる助成券（紙おむつ等購入料金1カ月5,000円を上限とし、1割自己負担）を給付します（1カ月のうち15日以上入院・入所・ショートステイを利用した者を除きます）。
介護慰労金支給	5月31日を基準日として、介護保険の要介護4・5認定者を在宅で介護している方に、年1回一律10,000円の慰労金を支給します（90日以上入院もしくは入所した場合を除きます）。
愛の定期便事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に牛乳等の乳製品を定期的に業者が宅配するとともに安否確認を行います。
緊急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に急病などの緊急時に迅速な対応を図るため、近親者や近隣協力員などの連絡体制を整備するとともに簡単な操作で消防本部に通報できる装置を設置します。
日常生活用具給付等事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に日常生活用具（電磁調理器、火災報知器、家具転倒防止器具等）を給付します。
訪問理美容サービス事業	理容所・美容室に出向くことが困難な65歳以上の高齢者のみの世帯またはひとり暮らし高齢者及び市民税非課税世帯に属する介護保険法に基づき要支援以上と認定された者（第2号被保険者を除く）へ年6回を限度に理容・美容師が自宅を訪問し散髪のサービスを行います。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊の見られる高齢者を介護している家族に対し、安心して介護できる環境をつくるため、位置情報を送信する装置を貸与します。
在宅福祉サービス事業	日常生活を営むのに支障のある高齢者等に対しての家事援助のサービスや要介護者・要支援者・身体障害者等で、単独での移動が困難な人に対し、通院及び外出介助などのサービスを提供します。
緊急医療情報キット支給事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急救命時に役立つ医療情報を保管しておく「緊急医療情報キット」を給付します。

*各事業とも対象者要件や利用者負担がある場合があります。

*申請は、介護福祉課のほか麻生庁舎及び北浦庁舎の総合窓口でも受け付けます。

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施について (定期集合注射)

平成 26 年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

生後 91 日以上の犬は狂犬病予防法により、「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。

室内小型犬や猫犬も例外ではありません（すべての犬が対象です）。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



○登録料等

区 分	登録している犬	登録していない犬
登録手数料	—	2,000円
注射済票交付手数料	350円	350円
予防注射料金	3,000円	3,000円
計	3,350円	5,350円

○犬の登録は生涯1回

平成 7 年 4 月 1 日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録した犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは届け出をしてください。

○問い合わせ

環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

地区	日程	時 間	実 施 場 所
北 浦 地 区	4月18日 (金)	9:00～9:15	前田商店
		9:25～9:40	行戸中央公民館
		9:50～10:05	南原生活改善センター
		10:15～10:35	㊤集荷所
		10:45～11:00	小貫地区学習センター
		11:10～11:25	J A グリーンショップ武田店跡
		11:35～11:55	武田地区館
		13:00～13:15	長野江田園都市センター
		13:25～13:40	金上農村集落センター
	13:45～14:00	東内宿バス停（北浦肥料倉庫）	
	4月19日 (土)	9:00～9:20	要地区館
		9:30～9:45	南高岡農村集落センター
		9:55～10:10	中根農村集落センター
		10:20～10:40	繁昌地区学習センター
10:50～11:05		吉川農村集落センター	
11:15～11:30	北浦幼稚園		
11:35～12:00	行方市役所北浦庁舎		

地区	日程	時 間	実 施 場 所	
麻 生 地 区	4月13日 (日)	9:00～9:15	五町田ふるさとコミュニティセンター	
		9:25～9:40	西浦地区学習センター	
		9:50～10:05	今宿農村集落センター	
		10:15～10:30	橋門四番組集会所	
		10:40～10:55	小高地区館	
		11:05～11:25	島並農村集落センター	
		11:35～11:50	本城会館	
		13:00～13:15	(有) 出沼喜之助商店前	
		13:25～13:40	粗毛農村集落センター	
		13:50～14:20	麻生公民館	
		14:30～14:45	新原公民館	
		4月14日 (月)	9:00～9:15	井貝農村集落センター
			9:25～9:40	谷津農村集落センター
			9:50～10:05	四鹿杉平農村集落センター
	10:15～10:30		青沼ふるさとコミュニティセンター	
	10:40～10:55		石神構造改善センター	
	11:05～11:20		太田地区館	
	11:30～11:45		台矢幡集会所	
	13:00～13:15		白浜ウォーキングセンター	
	13:25～13:40		大和地区館	
	13:50～14:05		天掛ふるさとコミュニティセンター	

地区	日程	時 間	実 施 場 所
玉 造 地 区	4月20日 (日)	9:00～9:20	沖洲集落センター
		9:30～9:45	羽生地区学習センター
		9:55～10:10	八木蒔地区学習センター
		10:20～10:35	澤屋商店前駐車場
		10:45～11:00	中山消防機庫
		11:10～11:25	旧上山組公民館
		11:35～11:45	江北産業跡地
		13:00～13:15	榎本農民研修センター
		13:25～13:40	若海農村集落センター
	13:55～14:25	行方市役所玉造庁舎	
	4月21日 (月)	9:00～9:15	藤井集会所
		9:25～9:40	荒宿農村集落センター
		9:50～10:10	玉川地区学習センター
		10:20～10:35	新田ふるさとコミュニティセンター
		10:45～11:00	手賀地区学習センター
		11:10～11:25	高須一本松前
		11:35～11:55	玉造西地区学習センター
		13:00～13:15	行方市泉配水場
		13:25～13:40	小座山農村集落センター

◇犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排泄物は必ず持ち帰りましょう。

平成 26 年度 戸別浄化槽整備事業について

戸別浄化槽整備事業とは・・・

この事業は、個人より分担金及び毎月の使用料をいただき、市が浄化槽を設置・管理し、適正な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものです。

対象地域は・・・

麻生・玉造地区の公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域を除く市内全域

◆加入分担金及び使用料

住宅延床面積	浄化槽の大きさ	分担金	使用料 (税別)
140㎡未満	5 人槽	110,000 円	3,800 円
140㎡以上	7 人槽	140,000 円	4,000 円
2 世帯住宅	10 人槽	190,000 円	5,100 円

※浄化槽の人槽は住宅の延床面積のみで決定されるとは限りません。

◆浄化槽の規格

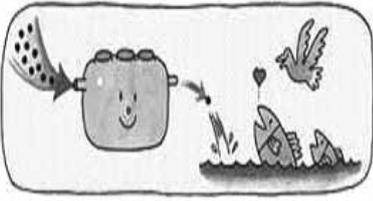
高度処理型合併浄化槽 窒素・リン除去タイプ (BOD10mg/l以下、総窒素量 10mg/l以下、リン 1mg/l以下)

設置希望の方は・・・

- ①申請受付は、平成 26 年 4 月 1 日から玉造庁舎・下水道課で開始します。
- ②申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。
- ③申請用紙は玉造庁舎・下水道課あるいは麻生・北浦庁舎の総合窓口で用意しています。
- ④希望時期の遅くとも 2 カ月前までにはお申し込みください。また、**浄化槽の設置基数には制限があります**ので早めのご検討をお勧めします。
- ④申請の手続きや不明な点がある場合は、下水道課窓口あるいはお電話でご相談ください。

◆浄化槽設置工事と維持管理における負担及び管理区分

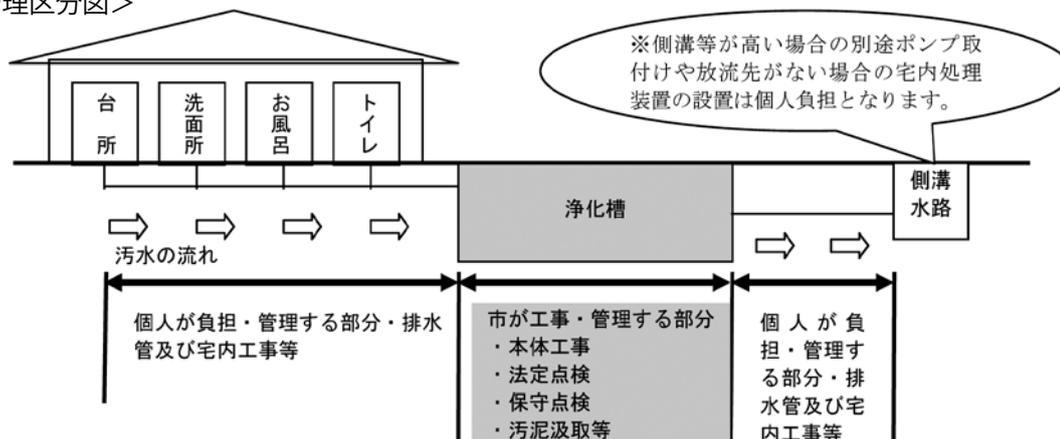
◎設置工事に係る市及び個人の負担区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①浄化槽本体設置工事（ブロワ含む）標準 ②浄化槽本体工事に係る附帯工事 	①配管工事→市指定工事店へ依頼してください。※単独浄化槽からの転換の場合、配管工事費に対する補助制度があります。*補助額 60,000 円 / 基 ②宅内設備の改造や改築 ③工事の支障となる物の撤去、移転、復旧など ④既設浄化槽等の撤去※単独浄化槽の場合、補助金制度があります。*補助額 90,000 円 / 基 ⑤屋外コンセント設置工事 ⑥駐車場タイプにする場合の補強工事 ⑦処理水を道路側溝等へ放流する際の道路管理者等への許可申請

◎維持管理に係る市及び個人の負担区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①法定検査（年 1 回）及び保守点検（年 3 回）に要する費用 ②汲取り及び清掃（年 1 回）に要する費用 ③修繕費用（ただし、個人が浄化槽を破損した場合には個人負担となります。）	①浄化槽使用料 ②電気料（本体及びブロワに係る電気料） ③清掃に要する水道使用料

<負担及び管理区分図>



■問い合わせ 下水道課施設整備 G (玉造庁舎) TEL 0299 - 55 - 0111

税金のお知らせ

市税の納付は口座振替が便利です

市税は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に向く必要もなく、安全です。

手続きは市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続きの際は預貯金通帳及び通帳登録印鑑をご持参ください。

なお、口座振替の処理には1カ月程度の期間を要しますので、新年度課税分から口座振替を依頼する場合は早めの手続きをお願いいたします。

■口座振替の方は預貯金残高の確認を！

市税の口座振替日は各税目の納期限日です（下段参照）。振替できなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高不足等により振替不能になり、その後も納付できない場合には「滞納」になり、督促手数料や延滞金が加算されます。

税目	納期限（口座振替日）
固定資産税	4期（5月・7月・9月・11月）の各月の末日
軽自動車税	5月末日
市県民税	4期（6月・8月・10月・12月）の各月の末日 ただし、12月は25日
国民健康保険税	9期（7月から3月まで）の各月の末日 ただし、12月は25日

※納期限が土曜日または日曜日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

国民健康保険税の 賦課限度額が変更になります

国民健康保険税の賦課限度額が4月から変わります

	変更前	変更後
基礎賦課分	51万円	51万円
後期高齢者 支援金等分	14万円	16万円
介護納付金分	12万円	14万円
計	77万円	81万円



シリーズ 国民健康保険

平成26年度国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、万一の病気やケガに備えて保険税を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。

この制度の根幹をなす国保税につきましては、行方市合併後一度も引き上げることなく運営されてまいりました。この間、国保会計は、少子高齢化や医療技術の進歩などによる総額医療費の増加によって厳しい財政運営を余儀なくされてきました。さらに、大きな打撃をもたらした東日本大震災の影響によってやむを得ず税率を据え置いた経過もあります。

これまでさまざまな状況を踏まえて検討してまいりましたが、平成26年度から国民健康保険税率を約5%引き上げることといたしました。また、納期もこれまでの8期から9期となります。

今後は、特定健診等や健康づくりの推進による医療費の削減や、滞納額の減少に向けた取り組み、納付支払環境の充実等の取り組みを進め、国保の健全財政の確保に努めてまいります。

住民基本台帳の閲覧状況について公表します

平成 18 年 11 月 1 日の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳閲覧状況の公表が義務付けられました。同法の規定に基づき平成 25 年 3 月から平成 26 年 2 月までの閲覧状況を公表します。

閲覧者	閲覧事由	閲覧日	閲覧対象
NHK放送文化研究所	2013年6月全国放送サービス接触状況調査	5月21日	島並 12人
霞ヶ浦河川事務所長	霞ヶ浦浚せつ事業に伴う借地事務のため	6月10日	全域 136人
東京都主税局徴収部長	都税滞納処分に資するため	7月4日	谷島 1人
内閣府大臣官房政府広報室長	臓器移植に関する世論調査	8月8日	荒宿 16人
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 統計数理研究所長	日本人の国民性 第13次全国調査	9月27日	麻生 16人
日本たばこ産業株式会社	2014年全国たばこ喫煙者率調査	12月18日	手賀 20人
霞ヶ浦河川事務所長	霞ヶ浦浚せつ事業に伴う借地事務のため	1月28日	全域 136人

■問い合わせ 総合窓口課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

イノシシはあなたの身近にいます！注意してください。

市内でイノシシによる農作物被害が多発し、最近では民家付近や道路などでも目撃されています。本来はおとなしい性格の臆病な動物で、人間を襲うことはありません。しかし、餌が不足していたり、子どもを連れた母親や、手負い（※）のイノシシは人間を襲うことがあるので注意が必要です。（※）撃たれたり、切られたりして傷を負うこと



夜間は農道、林道だけでなく国道でも目撃されています。夜間の散歩や車両の運転の際は十分注意してください。

イノシシに遭遇した場合は次のことに注意してください

- 慌てずゆっくりと、その場を立ち去ってください。急に動くと、イノシシも驚いて思わぬ事故につながります。また、驚いて声を出したり、イノシシに背を向けると、イノシシが追ってくる場合がありますので、正面にイノシシを見据えたまま、静かにイノシシから離れるようお願いいたします。
- 石を投げたり、棒で叩いたりしないでください。恐怖のあまり逃げ出したイノシシが、周りの人を襲う可能性があります。
- 小さいからといって近寄らないでください。そばに親がいる可能性があります。

捕獲活動について

イノシシは「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」で保護動物に指定されています。基本的に捕獲はできませんが、農作物などに直接的な被害が出た場合は有害鳥獣として捕獲できます。しかし、このような場合でも狩猟免許を持った方でないと駆除にあたることはできません。

市では、行方市有害鳥獣被害対策協議会を通じ、市内猟友会の方々に捕獲活動を依頼して、被害にあった地域はもちろん行方市全域で捕獲活動等の対策を行っています。

捕獲活動には地域住民の皆様のご理解とご協力が必要となりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

イノシシに関する情報がある場合は、下記までご連絡ください。

■問い合わせ 環境課（北浦庁舎） TEL 0291-35-2111



イノシシ捕獲に活動していただいている猟友会行方北部支部の皆さん



国内旅行・貸切バス

霞観光株式会社

環境に優しい新型バスの導入を進めています。

《バス運転手随時募集中!》

TEL. 0299-55-2529

真心込めた、自慢のお料理でおもてなし

ご婚礼・お子様の節句・祝いの会合など
様々なご要望に対応

宴会料理

お一人様 予算 3,000円～ 承ります

築地から仕入れる新鮮な魚介類を中心にした料理

◇大小九つの宴会場は約 300 名収容可能

ご婚礼・ご宴会 ◇無料マイクロバス送迎も要相談

ニュー ますみ

TEL0299-55-1550 ●行方市芹沢 1790
http://new-masumi.com/ FAX0299-55-3073 ●月曜日定休
(祭日の場合は営業)